

トリクロロエチレンに係る排水基準の改正について（報告）

貴審議会からの答申を受け、トリクロロエチレンに係る排水基準について、現在、下表のとおり、改正の手続きを進めています。

表 上乗せ条例及び生活環境保全条例施行規則改正の手続き

| | | 法対象事業場 (特定事業場) | 条例対象事業場 (届出事業場) |
|------------------|-----|---------------------------------------|---------------------|
| 上水道水源地域 | 基準 | 0.01mg/L以下（環境基準と同じ） | |
| | 改正 | 上乗せ条例の改正 (平成27年5月定例会で可決成立) | 生活環境保全条例 施行規則の改正 |
| | 施行日 | 平成27年6月16日 | 平成27年6月16日 |
| 上水道水源地域 以外の地域 | 基準 | 0.1mg/L以下 (一律基準：環境基準の10倍) に改正予定 | 一律基準と同じ |
| | 改正 | 水質汚濁防止法 排水基準を定める省令の改正 | 生活環境保全条例 施行規則の改正 |
| | 施行日 | 平成27年度前半を予定 | 改正省令の施行日と同日 |